

平成30年11月26日付け津市監査委員告示第6号公表分

(1) 市立学校

監査の結果	<p>市立学校における薬品の管理については、周知徹底を図るため、平成30年4月9日付けで教育委員会事務局から各小中学校長に対し通知（「学校理科室における毒物・劇物等薬品の管理について（依頼）」）されたところであるが、一部の市立学校において、「毒物」・「劇物」の表示のない薬品保管庫、薬品管理台帳の薬品の購入年月日の欄が未記入となっているもの、購入後長期間使用されていない薬品などが見られた。</p> <p>このことから、教育委員会事務局にあっては、各市立学校における薬品の適正な管理がより一層徹底されるよう適切な措置を講じられたい。</p>
措置の内容	<p>平成31年2月に、各小・中・義務教育学校に対して、不用薬品の回収及び廃棄を実施した。</p> <p>また、令和元年5月には、校長会役員会にて、学校理科室における毒物・劇物等薬品の適正な管理をより徹底するよう指導した。</p>

(2) 財政援助団体監査

ア 津市交通安全対策会議（所管部局：市民部市民交流課）

監査の結果	<p>啓発物品等の購入について、同会議は津市契約規則に準じて契約事務を行っているが、見積合わせを避けるために5万円未満に分割して発注していると思われる事例が複数見受けられたことから、所管部局は効率的、効果的な負担金の執行を確保するため、同会議に対し、より競争性のある契約方法を検討するよう指導されたい。</p>
措置の内容	<p>啓発物品等の購入について、津市交通安全対策会議に対し、より競争性のある契約方法を検討するよう指導し、同会議においては津市契約規則に準じた見積合わせを行うこととした。</p>

イ サマーフェスティンひさい実行委員会（所管部局：久居総合支所地域振興課）

監査の結果	サマーフェスティンひさい実行委員会の各種委託業務（平成26年度～平成28年度）について、契約書において受託者から業務担当責任者の報告及び委託業務実績報告を受けることと定められているにもかかわらず、その報告書の提出を受けていないものが複数の委託業務において見受けられたため、所管部局は、同委員会に対し、契約に基づき適正に履行されるよう指導されたい。
措置の内容	サマーフェスティンひさい実行委員会に対し、委託業務の契約内容の確認及び各種報告書の提出等について適正に履行するよう指導することにより、業務担当責任者の報告及び委託業務実績報告書の提出がなされた。

(3) 出資団体監査

美杉の家建設株式会社（所管部局：農林水産部林業振興室）

監査の結果	<p>美杉の家建設株式会社は、美杉産の木材の需要拡大を目的として、昭和62年に美杉村（当時）、建築業者等の出資により設立され、主に美杉産の木材を使用した住宅の建築、住宅の増改築に関する業務を行っている。住宅の建築については、受注件数の減少により、赤字計上が続いた時期があり、利益剰余金がマイナスの状態となっているが、監査対象期間の第28期（平成26年7月1日～平成27年6月30日）から第30期までは、関係団体の事務所新築という特需もあり、3期連続で黒字を計上している。</p> <p>しかしながら、ハウスメーカーとの競合、在来工法に対する需要の減少から、今後の受注見通しは非常に厳しい状況にある。また、役員の高齢化により、企業としての営業活動が困難になってきており、後継者の目処もなく、株式会社としての存続の岐路に立っていると云っても過言ではない経営状況になっている。</p> <p>一方、市は、これまでも外郭団体への関与の在り方の見直しに取り組んできていることから、所管部局におい</p>
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>ては、市が筆頭株主という立場であることを踏まえ、今後の同社の株式会社としての在り方について、役員から意見を聴取するなど、売却、増資、解散を含めた幅広い視点から、所管部局としての抜本的な対策案を早急に検討されたい。</p>
措置の内容	<p>美杉の家建設株式会社においては、平成30年11月16日に、今後の方針について取締役会が開催され、ハウスメーカーとの競合や在来工法による住宅建築のニーズの変化等による受注件数の減少に加え、役員を始めとする会員の高齢化や後継者不足により企業としての営業活動が困難となってきており、今後の企業運営についても改善が見込まれない状態であることから会社の解散が取締役会で提案された。これを受けて、解散を議案とした臨時株主総会が平成31年1月10日に開催され、承認された。</p>

(4) 指定管理者監査

津市雲出市民センター運営委員会（所管部局：市民部市民交流課）

監査の結果	<p>津市雲出市民センター指定管理者基本協定及び仕様書等において、指定管理者は、樹木せん定及び除草等広場管理業務を業者委託により行うものとし、業務の完了後、委託業者より業務実施報告書の提出を受けるとともに、報告書の写しを市に提出することとなっているが、平成26年度においては、業務を実施していなかった。</p> <p>また、同基本協定及び仕様書等には、指定管理者は、業務において使用する本市の所有に属する物品について、毎年度終了後、その現在高を報告しなければならないと規定されているものの、報告がされていなかった。</p> <p>これらのことから、所管部局においては、同運営委員会に対し連携強化を図るとともに、事務処理の徹底を指導されたい。</p>
措置の内容	<p>平成30年度において、指定管理者に対し、指定管理に係る適切な運営及び事務処理の徹底を指導することにより、基本協定及び仕様書等に定められた各種業務につ</p>

いて、指定管理者が委託業者より提出を受けた業務実施報告書の写しが市に提出された。また、本市の所有に属する物品について、年度終了後、その現在高の報告がなされた。